

消費 税 の 概 要

項 目	創 設 時	平成 3 年改正（平3.10実施）	6 年秋の税制改革（平 9 . 4 実施）
1. 課税対象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）		
2. 納税義務者	(1) 国内取引 ----- 事業者 *事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が 3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (2) 輸入取引 ----- 輸入者		○ 新設法人に対する免税点制度の不適用 資本金又は出資金が 1,000万円以上の新設法人の設立当初の 2 年間については、納税義務を免除しない。
3. 課税標準	(1) 資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入の際の引取価額		
4. 税率	3 % (注) 普通乗用自動車については、平成元年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日までの間は 6 %（経過措置）	平成 4 年度改正（租特法） 普通乗用自動車については、平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの間 4.5 %	○ 税率の引上げ 3 %⇒ 4 % (注) 地方消費税（税率は消費税額の 25 %＝消費税率 1 %相当）とあわせた税率は 5 %となる。
5. 輸出免税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税		

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
6. 非課税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替取引 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等 (8) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学検定料	○ 非課税範囲の追加 (1) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業 (2) 助産 (3) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (4) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (5) 学校教育法第1条に規定する学校等の入学金、施設設備費、学籍証明等手数料 (6) 教科用図書の譲渡 (7) 住宅の貸付け	
7. 税額控除	(1) 仕入税額控除 ① 原則（本則計算） イ 課税売上割合が95%以上の場合には、仕入れに係る消費税額を全額控除 ロ 課税売上割合が95%未満の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除 (注) 仕入税額控除の適用要件として、帳簿又は請求書等の保存が義務付けられている（帳簿方式）。		○ 請求書等保存方式への移行 仕入税額控除の適用要件として、帳簿及び請求書等の保存を義務付け

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
	② 特例（簡易課税制度） 基準期間の課税売上高が5億円以下の課税期間については、選択により、売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入に係る消費税額とすることができる。 （みなし仕入率） 卸売業者 90% その他の事業者 80%	○ 適用上限額の引下げ 5億円以下⇒4億円以下 ○ みなし仕入率の細分化 第1種事業（卸売業） 90% 第2種事業（小売業） 80% 第3種事業（製造業等） 70% 第4種事業（その他の事業） 60%	○ 適用上限額の引下げ 4億円以下⇒2億円以下 ☆みなし仕入率の見直し〔8年度改正〕 第1種事業（卸売業） 90% 第2種事業（小売業） 80% 第3種事業（製造業等） 70% 第4種事業（その他の事業） 60% 第5種事業（サービス業等） 50%
	(2) 限界控除制度 その課税期間の課税売上高が6,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。 （限界控除税額） $\text{本来納付すべき税額} \times \frac{6,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{3,000\text{万円}}$ （注）その課税期間の課税売上高が3,000万円未満であるときは、これを3,000万円として計算する。	○ 適用上限額の引下げ 6,000万円未満⇒5,000万円未満 （限界控除税額） $\text{本来納付すべき税額} \times \frac{5,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{2,000\text{万円}}$	○ 廃 止

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
8. 申告・納付	(1) 国内取引 ① 課税期間 …… 個人事業者は暦年、法人は事業年度（3か月の短期選択も可能） ② 確定申告・納付 …… 課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 （注）個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末（租特法） ③ 中間申告・納付 …… 直前の課税期間の確定消費税額が60万円を超える事業者は、年1回の中間申告・納付（②と合わせ、年2回の申告・納付） (2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告、納付（3か月以内の納期限の延長あり）	○ 中間申告・納付制度の改正 直前の課税期間の確定消費税額が500万円を超える事業者の中間申告・納付は年3回（確定申告と合わせ、年4回の申告・納付）。 （500万円以下の事業者は従来どおり）	○ 確定申告書等への添付書類規定の新設 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を義務付け。 ○ 中間申告・納付を要する基準税額の改正 地方消費税の創設に伴い、直前の課税期間の確定消費税額を、創設前と同水準とするための改正 500万円⇒400万円 60万円⇒48万円
9. その他	国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。		

消費税の福祉目的化

(平成11年度予算)

(単位：兆円)

歳 入	
(交付税分除き)	
消費税 (国分) 7.3	その他
その他	



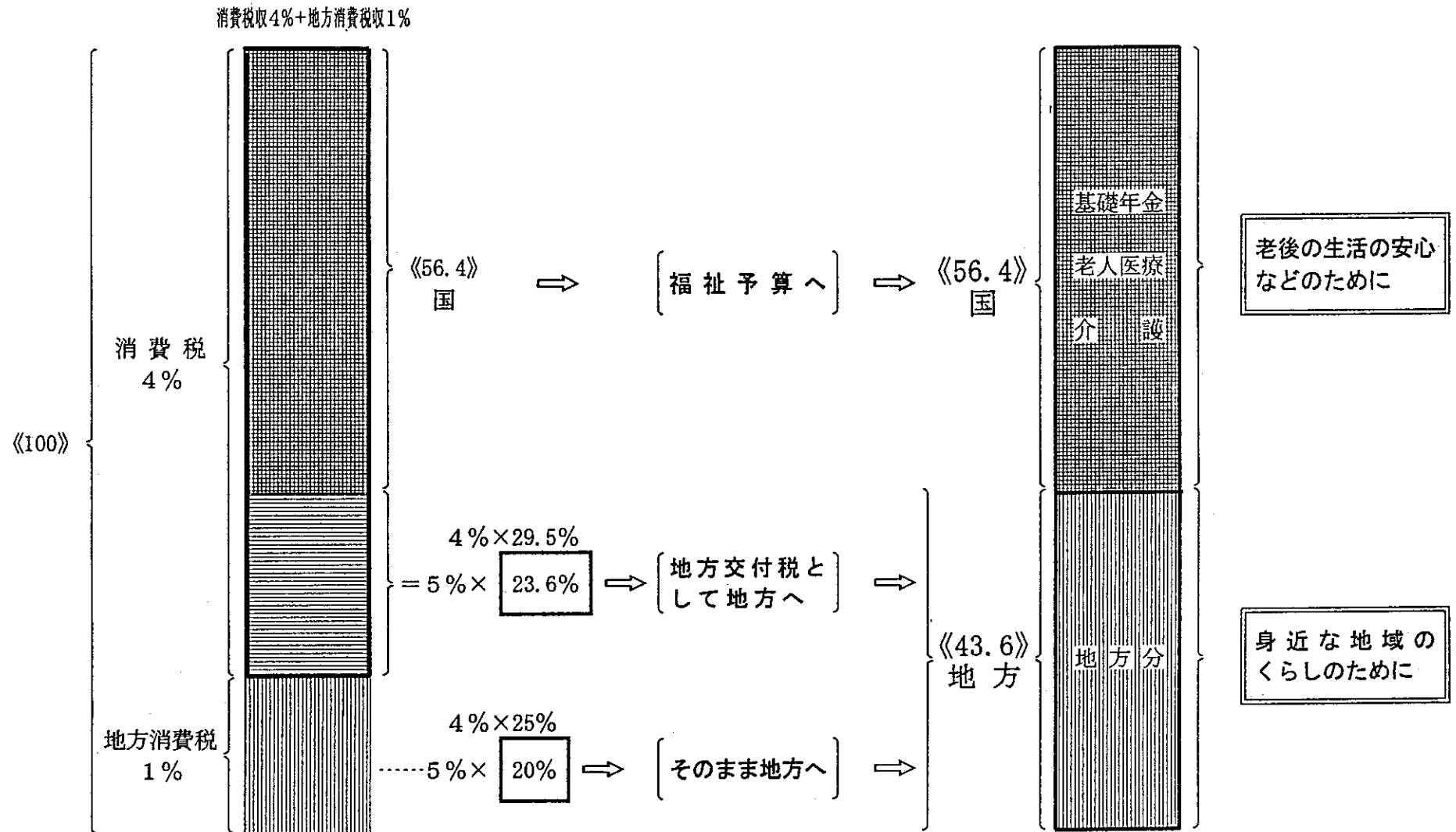
歳 出	
(交 付 税 交 付 金 除 き)	
基 礎 年 金	4. 3
老 人 医 療	3. 9
介 護	0. 6
そ の 他	

(参考)

一般会計歳入計	81.9
○ 租 税 収 入	47.1
・ 所 得 税 収	15.7
・ 法 人 税 収	10.4
・ 消 費 税 収	10.4
○ 公 債 金	31.1
・ 特例公債金	21.7

○ 消費税込 (国+地方)	12.8
・ 消費税	10.4(a)
・ 地方消費税	2.5(b)
↓	
地方交付税調整後	
・ 国 : (a) - ((a) × 29.5%)	= 7.3
・ 地方 : (b) + ((a) × 29.5%)	= 5.5

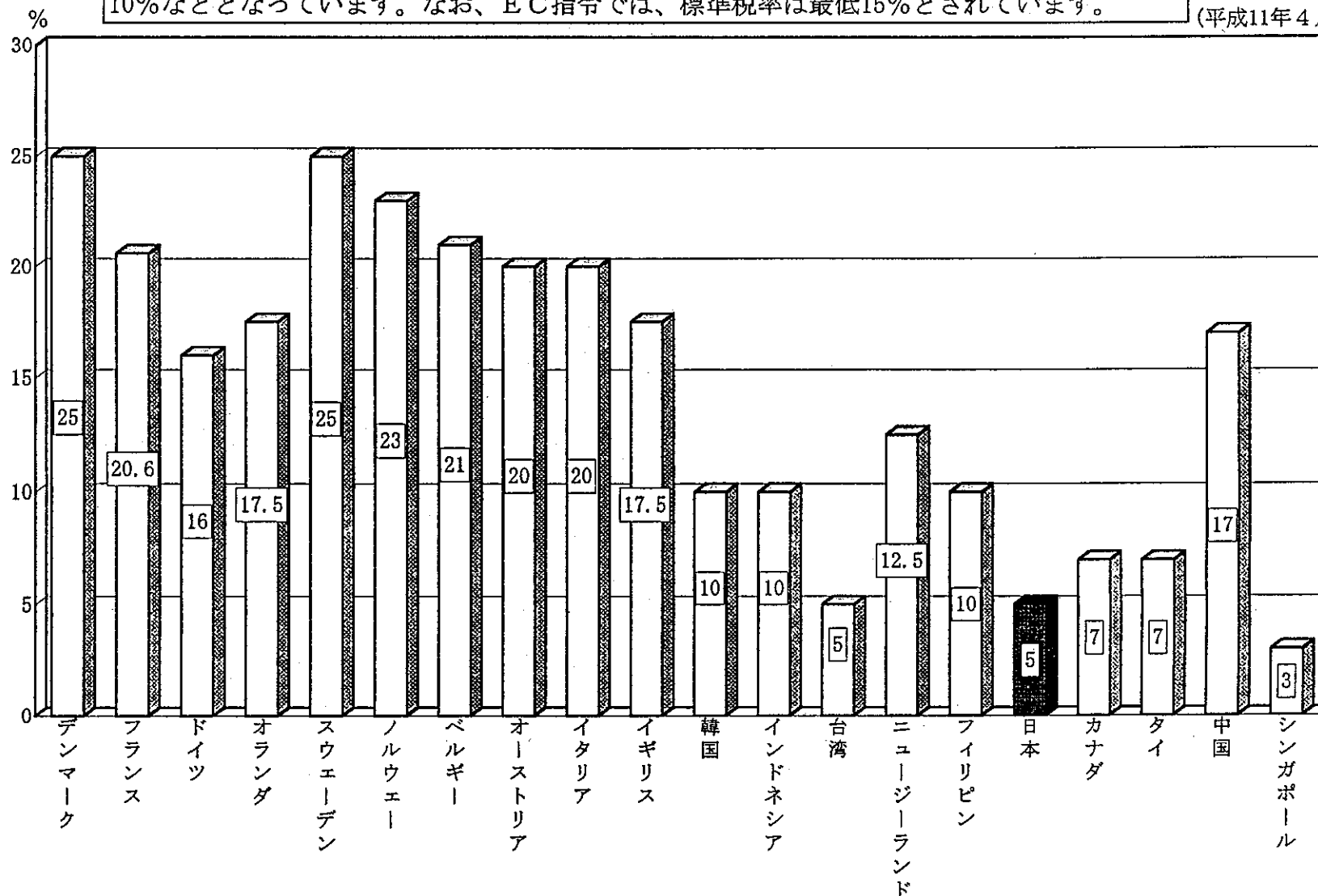
消費税の使途



諸外国における消費税(付加価値税)の標準税率

標準税率をみると、スウェーデン、デンマークが25%、韓国、インドネシア、フィリピンが10%などとなっています。なお、EC指令では、標準税率は最低15%とされています。

(平成11年4月1日現在)



(備考) 1. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例: ニューヨーク市 8.25%)

2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例: オンタリオ州 8%)

3. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。

4. オーストラリアにおいては、税率10%の財貨・サービス税(付加価値税)が2000年7月1日から施行される予定(導入法は、99年7月8日に成立)。

消費税制度改正の歩み

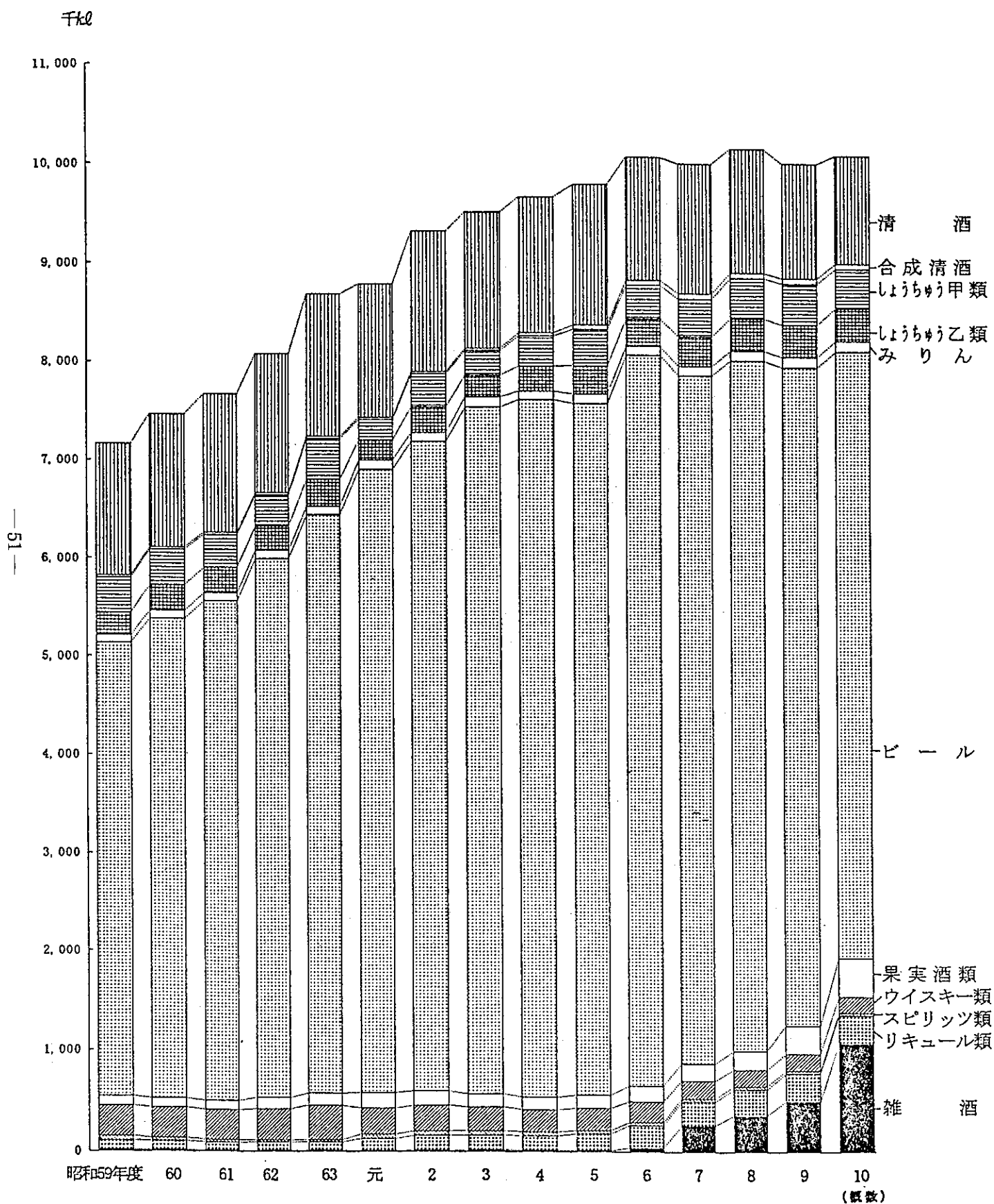
【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注) 平成9年4月施行
①税 率：3%		→ 4% (消費税率換算1%相当の地方消費税を合わせると5%)
②免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用
③簡易課税制度		
○適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
○みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 <u>50%</u> の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
④限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止
⑤仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式
⑥申告納付 中間申告と確定申告の年2回	→ 中間申告回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回)	申告書に添付書類の義務づけ

酒税の課税実績（平成10年度概数）

区 分				
	課税数量	構成比	課 税 額	構成比
	千kl	%	億円	%
清 酒	1,093.7	10.8	1,412	7.4
合 成 清 酒	55.0	0.5	39	0.2
しょうちゅう甲類	400.1	4.0	918	4.8
しょうちゅう乙類	330.8	3.3	551	2.9
小 計	730.9	7.2	1,470	7.7
み り ん	109.7	1.1	24	0.1
ビ ー ル	6,164.8	61.0	13,653	71.9
果 実 酒 類	384.6	3.8	219	1.2
ウ イ ス キ ー 類	162.9	1.6	657	3.5
ス ピ リ ッ ツ 類	25.3	0.3	85	0.4
リ キ ュ ー ル 類	288.4	2.9	295	1.6
雑 酒	1,084.6	10.7	1,144	6.0
合 計	10,099.8	100.0	18,997	100.0

（備考）国税庁調べ（平成10年度3月分酒税課税状況表）による。

昭和59年度以降の酒類の消費動向



酒 税 の 税 率

区 分		アルコール分	改 正 前	改 正 後			
				9年10月1日～	10年5月1日～	10年10月1日～	12年10月1日～
清 酒		度 15.0	円/kl 140,500	円/kl →	円/kl →	円/kl →	円/kl →
合 成 清 酒		15.0	79,300	→	→	→	→
しょうちゅう	甲 類	25.0	155,700	201,900	248,100	→	→
	乙 類	25.0	102,100	150,700	→	199,400	248,100
み り ん		13.5	21,600	→	→	→	→
ビ ー ル		—	222,000	→	→	→	→
果 実 酒 類	果 実 酒	—	56,500	→	→	→	→
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	→	→	→	→
ウ イ ス キ ー 類		40.0	982,300	551,000	409,000	→	→
ス ピ リ ッ ツ 類		37.0	367,300	367,188	→	→	→
リ キ ュ ー ル 類		12.0	98,600	119,088	→	→	→
雑 酒	発泡酒 (麦芽50%以上)	—	222,000	→	→	→	→
	〃 (麦芽25%以上50%未満)	—	152,700	→	→	→	→
	〃 (その他のもの)	—	105,000	→	→	→	→
	粉末酒	—	320,500	→	→	→	→
	その他の雑酒 (その他)	12.0	98,600	→	→	→	→

たばこ税等の税率

区 分 種 類	たばこ税	地 方 た ば こ 税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道 府 県	市 町 村	計			
紙 巻 た ば こ	2,716	868	2,668	3,536	6,252	820	7,072
パイプたばこ							
葉巻たばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平成11年度予算 ・ 地方財政計画額	(億円) 8,960	(億円) 2,739	(億円) 8,589	(億円) 11,328	(億円) (20,288)	(億円) 2,675	(億円) (22,963)

(注) 1 たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた。(平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本))

2 パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。

3 旧3級品の紙巻たばことは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及びウルマ(160円)の6銘柄の紙巻たばこをいう。

主 な 紙 巻 た ば こ の 税 負 担 割 合 等

小 売 定 価	た ば こ 税 額 等						消費税額	合計税額	負担率
	国 税		地 方 税		小 計				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税		負担率			
250円（20本入り） 〔例；マイルドセブン、 ラクマイルド等〕	(円) 54.32	(円) 16.40	(円) 17.36	(円) 53.36	(円) 141.44	(%) 56.6	(円) 11.90	(円) 153.34	(%) 61.3
	70.72		70.72						
260円（20本入り） (例；キャビンマイルド等)	54.32	16.40	17.36	53.36	141.44	54.4	12.38	153.82	59.2
	70.72		70.72						

特 定 財 源 等 の 概 要 (国 税 : 11 年 度 予 算 ベー ス)

税 目	課 税 物 件	税 率	税 収 の 使 途	税 収
揮 発 油 税	揮 発 油	4 8, 6 0 0 円 / <i>kl</i> (特例税率 : ~15. 3. 31)	道 路 財 源	億 円 2 7, 1 6 6
地 方 道 路 税	揮 発 油	5, 2 0 0 円 / <i>kl</i> (特例税率 : ~15. 3. 31)	道 路 財 源	2, 9 0 6
石 油 ガ ス 税	自動車用石油ガス	1 7 円 5 0 銭 / kg	道 路 財 源	3 0 0
自動車重量税	乗用車、トラック バス、バイク等	(例) ○ 乗用車 車両重量 0. 5 t ごとに ・ 自家用 6, 3 0 0 円 (年) ・ 営業用 2, 8 0 0 円 (年) (特例税率 : ~15. 4. 30)	道 路 財 源 等	1 1, 2 1 3
航空機燃料税	航 空 機 燃 料	2 6, 0 0 0 円 / <i>kl</i>	空港整備及び空港対策財源	1, 0 6 4
電源開発促進税	一般電気事業者の 販売電気	4 4 5 円 / 千キロワット時	電源立地対策及び電源多様化 対策財源	3, 6 7 9
石 油 税	原油、輸入石油製品、 天然ガス等	(例) 原油、輸入石油製品 2, 0 4 0 円 / <i>kl</i>	石油及びエネルギー需給構造 高度化対策財源	4, 9 6 0

自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）

自家用乗用車（2,000ccクラス）の年間税負担額

（単位：円）

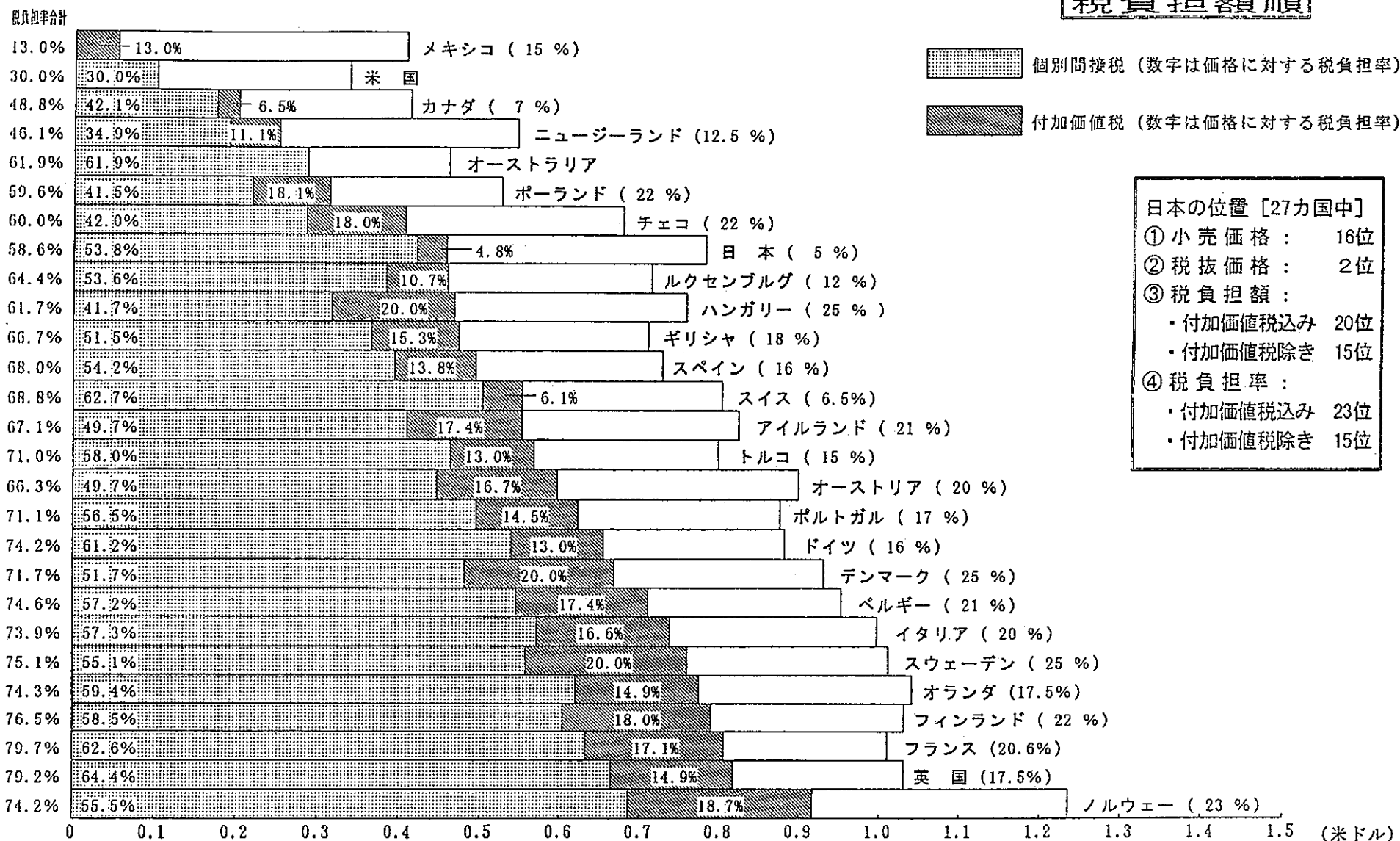
区 分			日 本		ア メ リ カ		イ ギ リ ス		ド イ ツ		フ ラ ン ス	
車 体 に 係 る 課 税	消費課税等	税目及び税額	消 費 税	128,150	小売売上税	190,422	付加価値税	636,809	付加価値税	560,772	付加価値税	658,582
		1年当たり税額		21,358		31,737		106,134		93,462		109,763
	取得課税	税目及び税額	自動車取得税	128,150							自動車登録税	39,951
		1年当たり税額		21,358								6,659
	保利有用又課は税	税目及び税額 (1年当たり)	自 動 車 税	39,500	自動車登録税	4,858	自 動 車 税	33,300	自 動 車 税	20,328	自 動 車 税	27,508
			自動車重量税	18,900								
	小 計			101,116		36,595		139,434		113,790		143,930
燃料課税	1 ℓ 当 たり 税 額			60.34		12.60		118.13		92.13		117.82
	1 年 当 たり 税 額			72,408		15,120		141,756		110,556		141,384
合 計				173,524		51,715		281,190		224,346		285,314

（備考） 前提条件は以下のとおりである。

- ① 対象車は、2,000ccクラス、車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200ℓとした。
なお、車体及び燃料の小売価格（消費課税等の税額込み）は、日本2,691,150円／台・94.6円／ℓ、アメリカ18,646ドル／台・34.1セント／ℓ、イギリス19,260ポンド／台・61.9ペンス／ℓ、ドイツ52,800マルク／台・1.57マルク／ℓ、フランス167,634フラン／台・6.64フラン／ℓとした。
- ② 換算レートは、アメリカ1ドル＝134円、イギリス1ポンド＝222円、ドイツ1マルク＝77円、フランス1フラン＝23円とした。
- ③ 各国とも平成11年1月現在の税率により試算した。
- ④ アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。
- ⑤ フランスの自動車登録税及び自動車税はパリ地方の税率によった。

OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1998年第1四半期）

税負担率



出典：IEA「エネルギー価格と税（1998年第1四半期）」。上記の内、カナダ及びノルウェーは、97年第4四半期のデータである。

(注) 1. 我が国の消費税は付加価値税に、米国の小売売上税、オーストラリアの卸売売上税は個別間接税に区分している。

なお、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

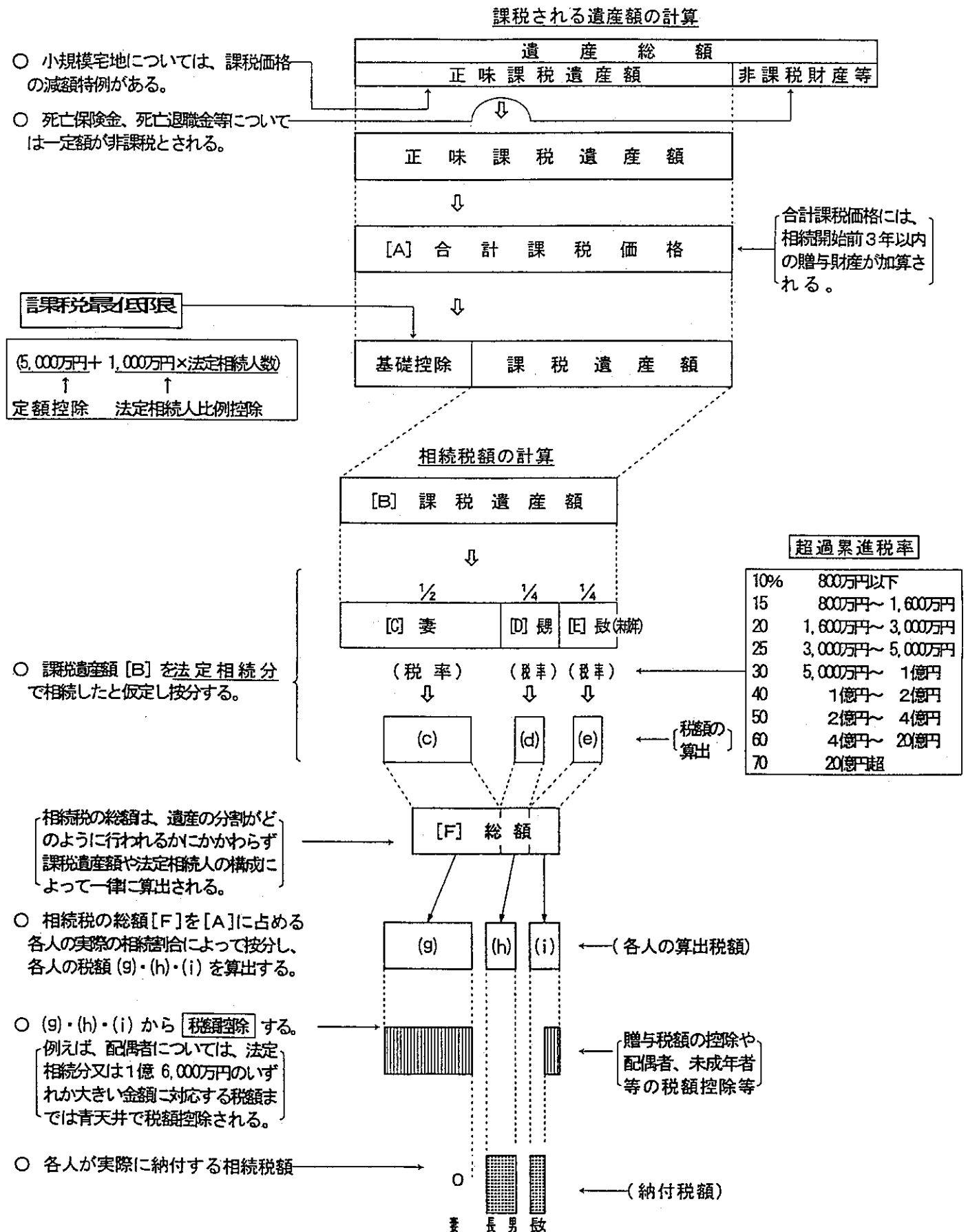
2. 我が国の個別間接税は、揮発油税・地方道路税。なお、石油税を加えた場合の税負担率は60.6%となる。

3. 税負担率は税目ごとに四捨五入しているため、税負担率合計と一致しない。

印 紙 税 の 概 要

項 目	概 要
課 税 対 象	印紙税法別表第1に掲げる文書 〔 具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、株券、受取書、預貯金通帳等を課税文書として掲名 〕
納税義務者	課税文書の作成者
税 率	課税文書ごとに法定（階級定額税率と定額税率のものがある。）
納 付 方 法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。
税 収	6,840億円（平成11年度当初予算額）

◎ 相続税の基本的仕組み



○ 相続税の主な改正

区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）
(1) 遺産に係る基礎控除 { 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000 万円 400万円×法定相続人の数	4,000 万円 800万円×法定相続人の数	4,800 万円 950万円×法定相続人の数	5,000 万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	10% 200万円 以下 15" 500万円 " 20" 900万円 " 25" 1,500万円 " 30" 2,300万円 " 35" 3,300万円 " 40" 4,800万円 " 45" 7,000万円 " 50" 1億円 " 55" 1億 4,000万円 " 60" 1億 8,000万円 " 65" 2億 5,000万円 " 70" 5億円 " 75" 5億円 超 (14段階)	10% 400万円 以下 15" 800万円 " 20" 1,400万円 " 25" 2,300万円 " 30" 3,500万円 " 35" 5,000万円 " 40" 7,000万円 " 45" 1億円 " 50" 1億 5,000万円 " 55" 2億円 " 60" 2億 5,000万円 " 65" 5億円 " 70" 5億円 超 (13段階)	10% 700万円 以下 15" 1,400万円 " 20" 2,500万円 " 25" 4,000万円 " 30" 6,500万円 " 35" 1億円 " 40" 1億 5,000万円 " 45" 2億円 " 50" 2億 7,000万円 " 55" 3億 5,000万円 " 60" 4億 5,000万円 " 65" 10億円 " 70" 10億円 超 (13段階)	10% 800万円 以下 15" 1,600万円 " 20" 3,000万円 " 25" 5,000万円 " 30" 1億円 " 40" 2億円 " 50" 4億円 " 60" 20億円 " 70" 20億円 超 (9段階)
(3) 配偶者に対する相続税額の 軽減	遺産の2分の1又は4,000万円の いずれか大きい金額に対応す る税額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000 万円のいずれか大きい金額に対 応する税額まで控除		配偶者の法定相続分又は1億 6,000万円のいずれか大きい 金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(6) 税額控除 { 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円		

○ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の改正

区 分	減 額	割 合
(1) 居住又は事業の継続と いう要件を満たす事業 用地又は居住用地	事業用 40 % 居住用 30 %	60 % 50 % 70 % 60 % 80 %
(2) 上記以外の事業用地 又は居住用地	事業用 40 % 居住用 30 %	60 % 50 % 70 % 60 % 50 %
(3) 不動産貸付、駐車場用 宅地等	事業用 40 % その他 40 %	60 % 0 % 70 % 0 % 50 %

○ 相続税の階級別の課税状況等

課税価格 階級区分	平成9年分					
	件数		平均 課税価格 (a)	納付 税額	平均 納付税額 (b)	(b)÷(a)
	件数	累積割合				
	件	%	万円	億円	万円	%
1億円以下	7,414	15.3	8,568	87	117	1.4
1億円超	21,464	59.4	14,177	1,145	533	3.8
2億円超	8,218	76.3	24,340	1,559	1,897	7.8
3億円超	6,016	88.7	38,106	2,792	4,640	12.2
5億円超	2,328	93.5	58,730	2,238	9,612	16.4
7億円超	1,457	96.5	83,127	2,329	15,983	19.2
10億円超	1,293	99.1	135,981	4,153	32,118	23.6
20億円超	421	100.0	362,357	4,977	118,226	32.6
合計	48,611		28,457	19,278	3,966	13.9

法定相続人員別の被相続人の件数						
合計	法定相続人件数					
	1人	2人	3人	4人	5人超	なし
	件	件	件	件	件	件
7,414	1,331	2,481	2,576	998	-	28
21,464	945	3,275	6,476	5,754	5,000	14
8,218	231	966	2,247	2,222	2,547	5
6,016	138	629	1,598	1,640	2,007	4
2,328	45	258	524	657	843	1
1,457	34	129	315	393	586	-
1,293	29	102	246	367	549	-
421	4	28	76	121	192	-
48,611	2,757	7,868	14,058	12,152	11,724	52

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

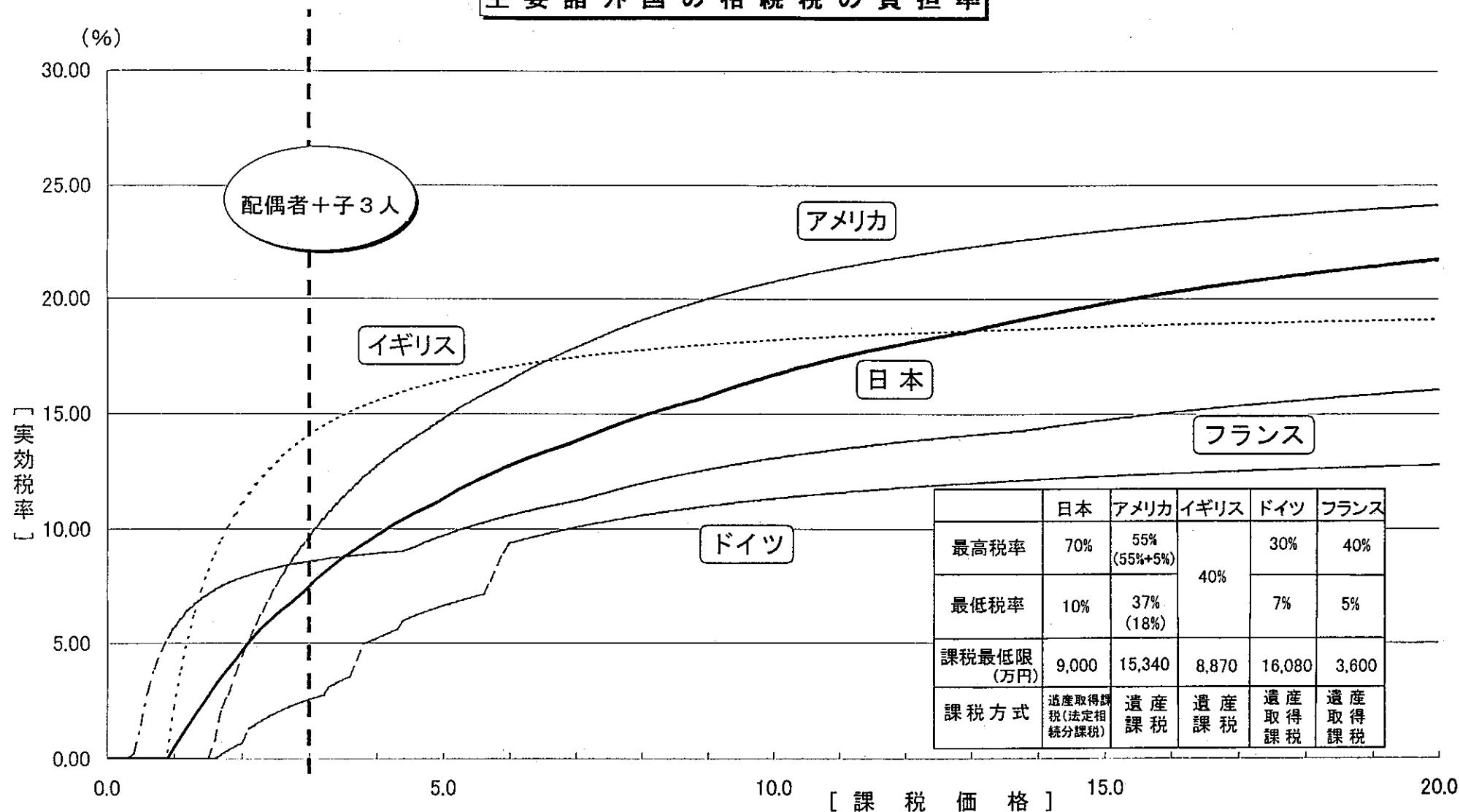
2. 当初申告ベースの計数であるため、「相続税の課税状況の推移」の計数(修正申告等を含む。)と一致しない。

○ 相続税の課税状況の推移

区 分 年 次	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数(a)	課税件数(b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額(c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額(d)	被相続人 1人当たり 金額	(d)/(c)
	人	人	%	人	億円	千円	億円	千円	%
6 2	751, 172	59, 008	7. 9	3. 93	82, 509	139, 826	14, 343	24, 307	17. 4
6 3	793, 014	36, 468	4. 6	3. 68	96, 380	264, 286	15, 629	42, 855	16. 2
平成 元	788, 594	41, 655	5. 3	3. 90	117, 686	282, 525	23, 930	57, 449	20. 3
2	820, 305	48, 287	5. 9	3. 86	141, 058	292, 124	29, 527	61, 148	20. 9
3	829, 797	56, 554	6. 8	3. 81	178, 417	315, 480	39, 651	70, 112	22. 2
4	856, 643	54, 449	6. 4	3. 85	188, 201	345, 647	34, 099	62, 625	18. 1
5	878, 532	52, 877	6. 0	3. 81	167, 545	316, 858	27, 768	52, 515	16. 6
6	875, 933	45, 335	5. 2	3. 79	145, 454	320, 843	21, 058	46, 449	14. 5
7	922, 139	50, 729	5. 5	3. 72	152, 998	301, 599	21, 730	42, 835	14. 2
8	896, 211	48, 476	5. 4	3. 71	140, 774	290, 399	19, 376	39, 970	13. 8
9	913, 402	48, 605	5. 3	3. 68	138, 635	285, 228	19, 339	39, 788	13. 9

- (備 考) 1. 死亡者数は、「人口動態統計」(厚生省)による。
2. 課税件数等は、「国税庁統計年報書」による。(但し、平成9年度は速報値である。)
3. 相続税課税件数は、相続税の課税があった被相続人の件数である。
4. 納付税額には納税猶予額は含まない。
5. 被相続人1人当たり法定相続人数の計数は当初申告による人数である。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。

主要諸外国の相続税の負担率



(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替市場による(平成11年下半期レート 1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円) (億円)

(注1) 課税最低限は、配偶者が遺産1/2、子が残りの遺産を均等に取得した場合の額である。

(注2) アメリカは税額控除方式を採用しているため、注1のようなケースでは、算出される税額が統合税額控除(21.13万ドル)相当額(2,493万円)以下となる遺産額(130万ドル(15,340万円))以下に適用される税率(18%~34%)は、結果として最終的な税額には反映されない。また、遺産のうち2,000万ドル(23.6億円)超、3,436.8万ドル(40.6億円)以下の部分については、55%の超過累進税率に5%の税率が加わり、その部分の税率は合計60%になる。

主要諸外国における相続税の概要

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 方 式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
課 税 客 体	相続又は遺贈により 取得した財産	被相続人の死亡時にその 所有に属していたすべての財産	被相続人の死亡時にその 所有に属していたすべての財産	相続又は遺贈により 取得した財産	相続又は遺贈により 取得した財産
納 税 義 務 者	相続人又は受遺者	遺言執行者又は遺産管理人	遺言執行者又は遺産管理人	相続人又は受遺者	相続人又は受遺者
課 税 最 低 限 (配偶者と子3人) (子3人)	9,000万円 8,000万円	1億 5,340万円 7,670万円	8,870万円 4,435万円	1億 6,080万円 8,040万円	3,600万円 1,800万円
最 低 税 率	10 %	(18%) 37 %	40%	7 %	5 %
最 高 税 率	70 %	[$\frac{55\%}{5\%}$] 55 %		30%	40%
税 率 の 刻 み 数	9	(17) 8	1	7	7

- (備 考) 1. 国税収入は、日本、アメリカ、フランス、ドイツは平成9年度決算額、イギリスは平成9年実績額である。
2. 課税最低限は、相続人が配偶者と子3人の場合は、配偶者が遺産の1/2、子が残りの資産を均等に取得した場合の額で、相続人が子3人の場合は、子が遺産を均等に取得した場合の額である。
3. アメリカは税額控除方式を採用しているため、算出される税額が統合税額控除 (21.13 万ドル≒ 2,493万円) 相当額以下となる遺産額 (65万ドル= 7,670万円) 以下に適用される税率 (18%~34%) は、結果として最終的な税額には反映されない。また、遺産のうち1,000万ドル超、1,718.4 万ドル以下 (≒11.8億円超、20.3億円以下) の部分については、55%の超過累進税率に5%の税率が加わり、その部分の税率は合計60%になる。
4. ドイツの税率は、第1階級 (配偶者及び子女等) の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。その他の相続人を考慮すると最高税率は、ドイツ50%、フランス60%である。なお、ドイツは、単純累進税率である。
5. 邦貨換算は、次の率による。
1 ドル=118円、1 ポンド=192円、1 マルク=67円、1 フラン=20円

小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

区 分 \ 内 容		土地等の価額の減額割合	適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	330㎡まで (平成10年12月31日までの相続については200㎡まで)
	事業を継続せず	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	200㎡まで
	居住を継続せず	50%	200㎡まで
不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地		50%	200㎡まで

(注) 小規模宅地等が事業用宅地（事業を継続）とそれ以外のものとがある場合には、適用対象面積の調整がある。

取引相場のない株式の評価方法

原則的評価方式

規模の大きい会社 (大会社)	類似業種比準方式 (純資産価額方式による頭打ち)
規模の中位の会社 (中会社)	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式 (純資産価額方式による頭打ち)
規模の小さい会社 (小会社)	純資産価額方式 (類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式の選択もできる)
特定の評価会社 (株式保有特定会社 土地保有特定会社 開業後3年未満の会社等 開業前の会社等)	原則として純資産価額方式

特別的评价方式

配当還元方式 (評価算式) $\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$ (年配当金額の最低は、2円50銭)	ただし、原則的評価方式による評価額で頭打ち (適用株式) 同族株主のうちの経営支配権のない株主及び従業員株主のような少数株主が取得した株式
--	---

○ 原則的評価方式の評価算式

1 類似業種比準方式(大会社)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \right] \times 0.7$$

(類似業種平均株価) (配当) (利益) (簿価純資産) (調整割合)

(B、C及びDは類似業種の1株当たりの金額)

2 類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式(中会社)

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額(相ベース)} \times (1-L)$$

Lの割合 =

大会社に近いもの	0.90
中間のもの	0.75
小会社に近いもの	0.60

3 純資産価額方式(小会社)

$$\left[\frac{\text{総資産価額}}{\text{(相ベース)}} \right] - \left[\frac{\text{負債の合計額}}{\text{(相ベース)}} \right] - \left[\frac{\text{※評価差額に対する法人税等相当額}}{\text{(相ベース)}} \right]$$

発行済株式数

$$\text{※評価差額に対する法人税等相当額} = \left[\frac{\text{相続税評価額による純資産価額}}{\text{(相ベース)}} - \frac{\text{帳簿価額による純資産価額}}{\text{(相ベース)}} \right] \times 0.42$$

(注) Lの割合を0.50として上記2の算式によることができる。